

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月23日

大阪府後期高齢者医療広域連合

監査委員 九鬼 康夫

監査委員 西河 巧

定期監査結果報告書

- 1 監査の対象 総務企画課
- 2 監査の対象期間 令和3年度及び令和4年度上半期。ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。
- 3 監査の実施期間 令和4年11月8日から令和5年3月2日まで
- 4 監査の方法
 - (1) 監査は、監査基準に基づき、予算経理一般、収入事務、支出事務、計数、契約事務、財産管理を対象に行った。
 - (2) 監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務の執行が法令等の定めるところに従って行われているかを観点として実施した。
 - (3) 監査の対象のリスクについて、そのリスクの内容及び程度を踏まえ、監査を実施した。
 - (4) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
 - (5) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。
- 5 監査の結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行ったところ、次に掲げる委員意見を除き、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認めた。

指摘事項及び注意事項については、該当する事例は見当たらなかった。委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

なお、委員意見は監査実施時点のものである。

【総務企画課】

1 指摘事項

指摘事項に該当する事例は見当たらなかった。

2 注意事項

注意事項に該当する事例は見当たらなかった。

3 委員意見

令和4年度における定期監査業務結果を踏まえ、次の点を要望する。

- ・ 支出事務において、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に定める支払の時期を引き続き確実に遵守するため、請求書には收受印を押すよう努められたい。
- ・ 契約事務において、情報システム等にかかわる契約において、随意契約の例が多くみられる。情報システムの改修等に関しては安全性等の面から一般競争入札が適さないものがあることは理解する。

ただし、情報システム等にかかわる契約においても競争原理を働かせるために、安易に随意契約とすることなく、情報システムの改修等のうち端末の調達については、別途の発注による契約とするなど引き続き一般競争入札部分の拡充に努められたい。